

土木工事共通仕様書 関係基準

契約後 VE 方式の実施要領

2020 年 7 月

阪神高速道路株式会社

目 次

第 1 節	契約後 V E 方式による契約の実施	1
第 2 節	V E 提案の定義	1
第 3 節	V E 提案の範囲	1
第 4 節	V E 提案書の提出	2
第 5 節	V E 提案の採用等	3
第 6 節	V E 提案の使用	4
第 7 節	責任の所在	4
第 8 節	V E 特別管理費に関する事項	4

第1節 契約後VE方式による契約の実施

契約後VE方式による契約の実施については、この実施要領によるものとする。

第2節 VE提案の定義

VE提案とは、契約書第19条の3の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物等の機能、性能等を低下させることなく、請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に対して行う提案をいう。

工事請負契約書 第19条の3

(設計図書の変更に係る受注者の提案)

第19条の3 受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは、設計図書を変更し、これを受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

第3節 VE提案の範囲

受注者がVE提案できる範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、仮設備、施工法等の変更により請負代金額の低減を伴う場合に限るものとする。ただし、以下の提案は、VE提案のできる範囲に含めないものとする。

- ① 工期延長等契約上の制約条件が遵守できない提案
- ② 設計図書に定めのない場合の変更の提案
- ③ 契約書第18条第1項に該当する提案
- ④ 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事及び類似工事の内容を変更する提案

工事請負契約書 第18条第1項

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び金額を記載しない設計書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

第4節 VE提案書の提出

- (1) 受注者は、VE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式1～4）に記載し、契約締結日から、当該VE提案に係る施工の着手2ヶ月前までに発注者に提出しなければならない。なお、詳細設計付き工事については、詳細設計完了に伴い承諾を受けた図面及び工事内容等に対してVE提案できるものとする。
 - ・ 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ・ VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件及び工程表等を含む）
 - ・ VE提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ・ 隣接工事または関連工事との関係
 - ・ 産業財産権等の排他的権利を含むVE提案である場合は、その取扱いに関する事項
 - ・ その他、VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) VE提案書の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

第5節 VE提案の採用等

- (1) 発注者は、VE提案の採用の可否について、VE提案の受領後28日以内に受注者へ通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) VE提案の採用に伴い設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の3の規定に基づくものとする。
- (3) 前項による請負代金額の変更は、契約書第25条の規定に基づくものとするが、請負代金低減額の10分の5の金額（以下「VE特別管理費」という。）は削減しないものとする。

工事請負契約書 第25条

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

- (4) VE提案を採用後に契約書第18条第1項に規定する事項が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合は、受注者はこれに応ずるものとする。
- (5) VE提案を採用後に契約書第18条第1項に規定する事項が生じた場合、VE特別管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により工事の続行が不可能または著しく請負代金低減額が変動した場合においては、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

第6節 VE提案の使用

発注者は、VE提案の内容が、その後の工事において一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。

ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

第7節 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、設計図書において施工方法等定めのない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

第8節 VE特別管理費に関する事項

(1) 種別

VE特別管理費の種別は次のとおりとする。

単価表の項目	VE提案番号	項目内容
VE特別管理費 (VE-1)	VE-1	
VE特別管理費 (VE-2)	VE-2	

(2) 数量の検測

VE特別管理費の数量の検測は一式で行うものとする。

(3) 支払

VE特別管理費の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、一式当たりの契約単価で行うものとする。

様式 1 - 1

年 月 日

V E 提案書

阪神高速道路株式会社
 契約責任者
 (役職名) 殿

受注者
 住所
 氏名

印

V E 提案について、下記のとおり提出いたします。

工事名：	連絡者	
契約締結日：	氏名	
	電話	
	FAX	
V E 提案の概要		
番号	項目内容	概算削減額：千円
VE-1		
VE-2		
VE-3		
…	注) 記入欄が不足する場合は、様式 1 - 2 に追記して下さい。	
	なお、概算削減額は提案を審査する上で参考とするものです。	
概算削減額合計		
V E 提案の詳細		
(1) 設計図書に定める内容と提案事項との対比及び提案理由等 (様式 2)		
(2) V E 提案の実施方法に関する事項 (様式 2)		
(3) V E 提案による概算低減額及び算出根拠 (様式 3)		
(4) 隣接工事または関連工事との関係 (様式 4)		
(5) 産業財産権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項 (様式 4)		
(6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (様式 4)		
(7) その他詳細資料及び図面		

様式2

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と提案事項との対比

[現状]・・・概略等

[改善案]・・・概略等

(2) 提案理由

(3) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(4) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領、工程等を記入）

様式4

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 隣接工事または関連工事との関係

(2) 産業財産権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) V E提案が採用された場合に留意すべき事項

